

空幕装第47号(123)例規
52.10.31

全部隊長 殿
全機関の長

航空幕僚長

航空自衛隊における輸送の手續等について(通達)(登録報告)
(登録外報告)

標記について、53.1.1から別冊により実施されたい。
なお、別紙に掲げる通達は廃止する。

関連文書：航空自衛隊輸送規則(昭和52年航空自衛隊達第16号)

添付書類：1 別紙「廃止通達」

2 別冊「航空自衛隊輸送手續」

配付区分：なし

廃止通達

- 1 運搬費による小包料金の支弁に関する通達（空幕発装第21号33.9.4）
（航空自衛隊法規類綴第11巻掲載）
- 2 運搬費使用限度額の取扱等に関する通達（空幕発会第59号 37.3.28）
（航空自衛隊法規類綴第3巻掲載）
- 3 YS-11にとう載する手荷物等の取扱い制限について（通達）（空幕装第64号 40.8.27）
- 4 道路交通法および同法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者の選任および届出等について（通達）（空幕装第85号 40.11.18）
- 5 火薬類の運搬取扱いについて（通達）（空幕装第45号 41.6.30）
- 6 陸上および海上自衛隊との物品の管理換に伴う当該物品の輸送業務等負担区分の基準について（通達）（空幕装第64号 41.11.2）（航空自衛隊公報第236号掲載）
- 7 装備品等の外注整備に伴う輸送業務支援担任等について（通達）（空幕装第10号 42.3.7）
- 8 道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者の選任および届出等について（通達）（空幕装電第14号 42.3.25）
- 9 緊急輸送業務処理について（通達）（空幕装第22号 42.2.26）（航空自衛隊公報第265号掲載）
- 10 運行記録計の使用について（通達）（空幕装第87号 43.10.8）（航空自衛隊公報第353号掲載）
- 11 火薬類を運搬する場合の届出及び運搬証明の手続要領について（通達）（空幕装第25号 48.4.13）（航空自衛隊公報第603号掲載）
- 12 自衛隊旅客運賃料金後払証による乗車券類の購入について（通達）（空幕装第41号 49.7.11）（航空自衛隊報第18号掲載）
- 13 隊員の荷物輸送について（通達）（空幕装第20号 50.4.3）（航空自衛隊報第55号掲載）

航空自衛隊輸送手続

変更	空幕装第 5 9 号 (昭53.10. 3)	空幕装第 113号 (平12.11.28)
	空幕装第 7 0 号 (昭54.12.21)	空幕装第 9 7 号 (平13. 8.22)
	空幕装第 3 号 (昭56. 2. 2)	空幕装第 3 4 号 (平15. 3.26)
	空幕装第 4 9 号 (昭56.10.21)	空幕運第 320号 (平15. 7.25)
	空幕装第 5 3 号 (昭56.10.30)	空幕運第 3 0 号 (平16. 1.23)
	空幕装第 2 1 号 (昭58. 4.27)	空幕運第 141号 (平18. 3.23)
	空幕装第 2 4 号 (昭59. 5. 8)	空幕運第 5 号 (平19. 1. 5)
	空幕装第 6 号 (昭60. 1.28)	空幕運第 176号 (平19. 4. 9)
	空幕装第 1 0 号 (昭60. 2.14)	空幕運第 128号 (平21. 3.27)
	空幕装第 3 4 号 (昭60. 5.28)	空幕運第 3 7 号 (平23. 1.31)
	空幕装第 5 9 号 (昭61. 8.19)	空幕運第 429号 (平24. 9.26)
	空幕装第 9 2 号 (昭61.11. 7)	空幕運第 150号 (平25. 3.25)
	空幕装第 2 5 号 (昭62. 4. 7)	空幕運第 410号 (平25. 9.30)
	空幕装第 1 1 号 (昭63. 2. 5)	空幕運第 353号 (平27. 9.30)
	空幕装第 1 4 号 (平 1. 3.14)	空幕運第 315号 (平29. 6.29)
	空幕装第 102号 (平 3.12. 4)	空幕運第 168号 (平30. 3.28)
	空幕装第 4 2 号 (平 4. 6.19)	空幕運第 196号 (令 2. 4.28)
	空幕装第 3 8 号 (平 5. 7. 8)	空幕運第 121号 (令 3. 3.17)
	空幕装第 4 8 号 (平 7. 6.29)	空幕装第 258号 (令 5.11.28)
	空幕装第 5 7 号 (平 7. 8.25)	空幕装第 139号 (令 6. 7.26)
	空幕装第 4 3 号 (平12. 4.12)	

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	輸送機等による輸送
第 3 章	空輸要求及び輸送請求等
第 4 章	空輸
第 5 章	鉄道輸送
第 6 章	輸送役務
第 7 章	民間航空機、郵便、有料道路等の使用
第 8 章	危険品の輸送
第 9 章	貨物等の事故処理
第10章	記録及び報告

第 1 章 総則

1 趣旨

この輸送手続は、航空自衛隊輸送規則（昭和 5 2 年航空自衛隊達第 1 6 号。以下「規則」という。）第 3 9 条の規定に基づき、航空自衛隊の輸送業務の実施要領及び実施基準の細部を定めるものとする。

2 定義

この輸送手続において「定期便等」とは、規則第3条に規定する定期運航、不定期運航及び特別運航により運航される航空機をいう。

第2章 輸送機等による輸送

1 定期運航（規則第10条関係）

- (1) 定期運航の計画及びその変更は、航空幕僚長の示す年度飛行時間割当ての月間飛行時間を基準とし、輸送機の稼動状況並びに人員及び貨物等の輸送請求その他を考慮して、航空支援集団司令官が定めるものとし、その計画に基づき作成及び変更された定期運航表には運航期日、便名、機種及び発着飛行場とその出発及び到着時刻を示すものとする。
- (2) 航空支援集団司令官は、前号の定期運航表を事前に航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係部隊等の長に通知するものとする。

2 不定期運航（規則第10条関係）

- (1) 不定期運航の計画は、航空幕僚長の示す年度飛行時間割当ての月間飛行時間を基準とし、輸送機の稼動状況、人員及び貨物等の輸送請求、輸送の緊急度並びに定期運航の状況その他を考慮して、航空支援集団司令官が定めるものとする。
- (2) 航空支援集団司令官は、不定期運航決定後、速やかに航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告（登録外報告）（電話による報告を可とする。）するとともに、関係空港業担当部隊等の長に通知（電話）するものとする。

3 特別運航（規則第10条関係）

- (1) 月間特別運航（規則第12条に規定する「空輸割当て」をいう。）
 - ア 特別運航の月間計画は、輸送機の稼動状況並びに定期運航及び不定期運航の状況その他を考慮し、次章に示す空輸要求を行った部隊等の長と調整の上、航空総隊司令官及び航空支援集団司令官が定めるものとする。
 - イ 規則第12条に規定する報告は、特別運航の空輸計画により、当該運航実施月の前月15日までに実施するものとする。

(2) 緊急特別運航

航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、次章に示す緊急空輸要求に対して特別運航を決定した場合は、その都度、航空幕僚長（運用支援課長気付）に報告（登録外報告）（電話による報告を可とする。）するとともに、関係部隊等の長に通知（電話）するものとする。

(3) 空輸調整会議

ア 年度空輸調整会議

航空幕僚長は、年度空輸計画の作成に必要な調整のため年度空輸調整会議を開催する。年度空輸調整会議の細部については、別に示す。

イ 月間空輸調整会議

航空支援集団司令官は、航空総隊司令官と協議の上、月間空輸計画の作成に必要な調整のため月間空輸調整会議を開催するものとする。

第3章 空輸要求及び輸送請求等

1 空輸要求（規則第 1 1 条関係）

(1) 年度空輸要求

防衛大臣直轄部隊長及び機関の長（幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。）は、年度の空輸要求を前年度の 1 1 月 1 0 日までに年度空輸要求書（別紙様式第 1）により航空幕僚長（整備・補給課長気付）に上申するものとする。航空幕僚長は、年度特別運航空輸計画を定め航空総隊司令官及び航空支援集団司令官に示す。

(2) 月間空輸要求

防衛大臣直轄部隊長及び機関の長（幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。）は、輸送機等の機種に応じ、航空総隊司令官又は航空支援集団司令官に対し、毎月 2 5 日までに翌々月分の空輸要求を行うものとする。

(3) 緊急空輸要求

防衛大臣直轄部隊長及び機関の長（幹部候補生学校長及び術科学校長を除く。）並びに航空方面隊司令官は、緊急に特別運航による空輸を必要とする場合は、輸送機等の機種に応じ、航空総隊司令官又は航空支援集団司令官に対し、その都度、空輸要求を行うことができる。

(4) 前 2 号の空輸要求は、月間・緊急空輸要求書（別紙様式第 2）により行うものとする。

2 運搬費の所要見積り等

(1) 航空総隊司令官等（航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官をいう。以下同じ。）及び基地業務担当部隊等の長（航空総隊司令官等から予算の示達を受ける基地業務担当部隊等の長を除く。）は、運搬費の四半期等の所要額を見積り、補給本部長に通知するものとする。

(2) 補給本部長は、前号により通知された運搬費の所要見積りを基に示達計画を作成し、前号の航空総隊司令官等及び基地業務担当部隊等の長に通知するものとする。

(3) 前 2 号の通知は、航空自衛隊クラウドシステムの端末装置（以下「端末装置」という。）により実施するものとする。

3 輸送諸元等の整備

(1) 補給本部長は、主要装備品等のこん包諸元その他の輸送に関わる諸元等を整備し、端末装置により入力するものとする。ただし、第 8 章に定める危険品の輸送に関わる諸元の整備については、同章に定めるところによる。

(2) 請求部隊等の長は、前号の諸元等を端末装置により出力し、輸送の見積り及び計画に活用することができる。

(3) 第 1 号の入力諸元等及び前号の出力要領については、補給本部長の定めるところによる。

4 輸送請求（規則第 1 3 条関係）

(1) 輸送請求は、原則として、端末装置により輸送請求票（別紙様式第 3）を基地業務担当部隊等の長に提出して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、書面により提出することができるものとする。

(2) 請求部隊等の長は、請求内容を変更し、又は請求を取り消す場合は、速やかに基地業務担当部隊等の長に端末装置及び電話により通知するものとする。

- 5 輸送優先順位（規則第14条関係）
基地業務担当部隊等の長は、別表第1に定める基準に基づき、輸送優先順位を決定するものとする。
- 6 輸送手段の選定（規則第15条関係）
基地業務担当部隊等の長は、別表第2に定める基準に基づき、輸送手段を選定するものとする。
この場合、輸送目的を達成し得る範囲内で経済性の保持に努めるものとする。
- 7 輸送方法等の通知（規則第15条関係）
 - (1) 発地の基地業務担当部隊等の長は、輸送優先順位1の貨物について、その輸送実施の方法等を決定した場合は、速やかに着地の基地業務担当部隊等の長に輸送手段、到着予定日時等を通知するものとする。
 - (2) 発地、中継地及び着地の基地業務担当部隊等の長は、輸送の計画、実施状況等を関係部隊等の長にスマートバーコードリーダー又は端末装置により通知するものとする。
- 8 貸与個人被服等の輸送
基地業務担当部隊等の長は、別表第3に定める基準に基づき、貸与個人被服等（本人が手回品として携行するものを除く。）を輸送することができる。
- 9 物品宰領者の差し出しを受ける場合の基準（規則第17条関係）
基地業務担当部隊等の長が請求部隊等の長から物品宰領者の差し出しを受ける場合の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 秘密の物品及び託送文書を輸送する場合
 - (2) 動物を輸送する場合
 - (3) 取扱い上専門的技能又は知識を要する物品を輸送する場合
 - (4) その他基地業務担当部隊等の長が必要と認めた場合
- 10 貨物等に対する標示
 - (1) 請求部隊等の長は、貨物等に対し、その見やすい箇所に次に掲げる事項を標示するものとする。ただし、輸送手段等により、基地業務担当部隊等の長が標示の一部又は全部を不要と認めた場合は、この限りでない。
 - ア 出荷部隊等名及び受領部隊等名並びにそれらの所在地
 - イ 貨物等の品名、重量及び容積
 - ウ こん包番号（こん包の一連番号／総こん包数）
 - エ 取扱い上の注意事項（「天地無用」、「転倒禁止」、「上積禁止」等）
 - (2) スマートバーコードリーダーを用いた標示要領については、補給本部長の定めるところによる。
- 11 貨物等の授受の確認
 - (1) 発地の基地業務担当部隊等の長は、貨物等の輸送における授受の確認について、第4章の規定によるほか、次によるものとする。
 - ア 中継輸送を依頼する貨物等及び空輸貨物等については、輸送請求票の写しを当該貨物等に張り付ける。
 - イ 自隊車両による輸送については、輸送請求票に受領者の署名を受ける。
 - (2) 特に授受を明確にする必要がある貨物等については、次によるものとする。
 - ア 発地の基地業務担当部隊等の長は、輸送貨物票（別紙様式第4）6部（授受回数3回の場合。授受回数に応じ増減する。以下同じ。）を作成し、

1 部を貨物等に張り付け、1 部を控えとし、他は貨物等とともに送付する。
イ 貨物等を授受する者は、輸送貨物票に署名して1 部を控えとし、他は貨物等とともに送付する。

ウ 着地の基地業務担当部隊等の長は、貨物等を受領後、直ちに発地の基地業務担当部隊等の長に異常の有無を通知する。

1 2 発送通知

発地の基地業務担当部隊等の長は、人員が出発し、又は貨物等を発送したときは、速やかに着地又は中継地の基地業務担当部隊等の長若しくは空港業務担当部隊等の長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該輸送が緊急を要しない場合又は着地若しくは中継地において受入れ若しくは中継の準備を要しないと認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 出発（発送）日時及び到着予定日時
- (2) 出荷部隊等名及び受領部隊等名
- (3) 貨物等の品名、重量及び容積
- (4) 発送場所及び到着場所（駅名、営業所名等）
- (5) 運搬具の名称、数（貨車の種類及び番号、コンテナ番号、トラックのトン数、台数並びに列車名等）
- (6) 特別の取扱い又は準備を要する事項

1 3 中継輸送依頼（規則第18条関係）

- (1) 発地の基地業務担当部隊等の長は、貨物等の中継輸送を依頼する場合は、事前に中継地の基地業務担当部隊等の長又は空港業務担当部隊等の長と調整し、当該貨物等の輸送請求票を貨物等とともに送付するものとする。
- (2) 前号の中継地の基地業務担当部隊等の長又は空港業務担当部隊等の長は、送付された輸送請求票を根拠に中継輸送を実施するものとする。

第4章 空輸

1 空輸に係る輸送請求及び区間別空輸量の割当て

- (1) 定期便等による空輸に係る輸送請求及び区間別の空輸量の割当ての手續は、緊急特別運航を除き、次のとおりとする。
 - ア 基地業務担当部隊等の長は、部隊等の長から受けた輸送請求について、その輸送手段を定期便等にした場合は、空港業務担当部隊等の長に対し、原則として運航日の10日前までに端末装置により輸送請求を行うものとする。
 - イ 空港業務担当部隊等の長は、基地業務担当部隊等の長からの人員及び貨物等の輸送請求について確認し、輸送機等の機種に応じ、航空総隊司令官又は航空支援集団司令官に対し、原則として運航日の7日前までに端末装置及び電話により輸送請求を行うものとする。
 - ウ 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、ア及びイの請求を整理し、区間別の空輸量の割当てを決定して、請求元の空港業務担当部隊等の長に、原則として運航日の6日前に約60%、残り約40%を4日前までに、端末装置により空輸割当てを行うものとする。
 - エ 空港業務担当部隊等の長は、ウの空輸割当てに基づき、搭乗者及び搭載貨物等を決定して、請求元の基地業務担当部隊等の長に対して、原則として運航日の5日前に約60%、残り約40%を3日前までに、端末

装置及び電話により搭乗及び搭載の可否を通知するものとする。

オ エの通知を受けた基地業務担当部隊等の長は、空輸の可否について、速やかに請求部隊等の長に通知するものとする。

カ 基地業務担当部隊等の長は、アにより行った空輸に係る輸送請求について、請求部隊等の長から請求内容の変更又は請求の取消しの通知があった場合は、空港業務担当部隊等の長に対し、端末装置により内容の変更又は請求の取消しを行うとともに、速やかにその旨を電話により通知するものとする。

(2) 第2章第3項第2号の緊急特別運航による空輸に係る輸送請求及び割当てについては、前号に準じてその都度行うものとする。

2 搭乗者の搭乗手続

搭乗者は、定期便等の出発予定時刻の40分前までに発地の空港業務担当部隊等の長に対して搭乗の手続を行うものとする。

3 搭乗者の搭乗時の服装及び携帯品

(1) 自衛官は、原則として、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第5条に規定する服装により搭乗するものとする。

なお、請求部隊等の長が自衛官服装規則第6条第4号から第6号までの規定に該当する隊員を搭乗させる必要があると認めた場合は、輸送請求票の備考欄に服装の種類及び理由を記入するものとする。

(2) 搭乗者が機内に持ち込むことのできる携帯品の重量は、10キログラムまでとする。

(3) 搭乗者は、第8章第2項各号の規定に該当する場合を除き、危険品を携帯して搭乗してはならない。

4 貨物等の引渡し

請求部隊等の長又は基地業務担当部隊等の長は、空輸する貨物等の引渡日時等について、発地の空港業務担当部隊等の長と調整の上、当該空港業務担当部隊等の長に貨物等を引き渡すものとする。

5 発地の空港業務担当部隊等の長の人員及び貨物等の取扱い

(1) 発地の空港業務担当部隊等の長は、次により空輸する人員を取り扱うものとする。

ア 搭乗者を確認の上、機内に持ち込む携帯品について、危険品及び重量超過の有無を点検する。

イ 人員空輸目録表（別紙様式第5）3部を作成し、機上勤務員の署名を受けて、1部を発地の控えとし、他を機上勤務員に引き渡す。

ウ 搭乗者に所要の案内を行う。

(2) 発地の空港業務担当部隊等の長は、次により空輸する貨物等を取り扱うものとする。

ア 請求部隊等又は基地業務担当部隊等から持ち込まれる貨物等の重量、容積及び外装の異常の有無、第3章第10項の貨物等に対する標示並びに同章第11項の貨物等に張り付けられた輸送請求票若しくは輸送貨物票又は第8章第1項の危険品諸元票を点検の上、貨物等を受け取るとともに受領証として第1項第1号アにより基地業務担当部隊等の長が行う輸送請求に係る輸送請求票に受取年月日を記入し、担当者が署名の上、請求部隊等の長又は基地業務担当部隊等の長に交付する。

- イ 貨物等のパレット化並びに人員及び器材の配置等所要の搭載準備を行う。
 - ウ 輸送機等への搭載作業を行う。
 - エ 機内における諸作業について、機上勤務員を支援する。
 - オ 貨物空輸目録表（別紙様式第6）3部を作成し、機上勤務員の署名を受けて1部を発地の控えとし、他を機上勤務員に引き渡す。
- (3) 発地の空港業務担当部隊等の長は、輸送機等が出発後、直ちに次の寄港地及び着地又は中継地の空港業務担当部隊等の長に、電話により、次に掲げる事項を通知するものとする。
- ア 運航番号
 - イ 出発時刻
 - ウ 通知先の到着人員数及び貨物等の数量
 - エ 重要人物及び患者の数並びに特別な配慮を要する貨物等の品名及び数量等
- 6 機上勤務員の人員及び貨物等の取扱い
- (1) 機上勤務員は、発地において次により人員及び貨物等を取り扱うものとする。
- ア 機内において、搭乗完了の確認及び搭乗者に対する所要の案内等を行う。
 - イ 機内において、貨物等の点検、移動、配列及び縛着等を行う。
 - ウ 必要に応じ、機外の諸作業について、空港勤務員に対する技術指導又は支援を行う。
 - エ 空港業務担当部隊等の長が作成した人員空輸目録表及び貨物空輸目録表各3部に署名して、各2部を受け取る。
- (2) 機上勤務員は、着地において次により人員及び貨物等を取り扱うものとする。
- ア 機内において、貨物等の縛着の解放及び移動等を行う。
 - イ 空港勤務員の行う機外の諸作業について、必要に応じ、技術指導又は支援を行う。
 - ウ 発地で受け取った人員空輸目録表及び貨物空輸目録表各2部に空港勤務員の署名を受けて、各1部を受け取り、他は空港勤務員に引き渡す。
- 7 着地の空港業務担当部隊等の長の人員及び貨物等の取扱い
- 着地の空港業務担当部隊等の長は、人員及び貨物等を次により取り扱うものとする。
- (1) 輸送機等の到着に先だち、所要の人員及び器材を配置して受入準備をする。
- (2) 輸送機等からの貨物等のしゃ下、一時保管場所までの移送及び受領部隊等への引渡しの準備をする。
- (3) 機内における諸作業について、機上勤務員を支援する。
- (4) 人員及び貨物等の異常の有無を確認の上、機上勤務員から人員空輸目録表及び貨物空輸目録表各2部を受け取る。
- (5) 人員空輸目録表及び貨物空輸目録表各2部に空港勤務員が署名をし、各1部を着地の控えとして受け取り、他は機上勤務員に引き渡す。
- (6) 受領部隊等の長が所在する基地等の基地業務担当部隊等の長に、貨物等の到着を通知する。
- (7) 貨物等の引渡しに当たっては、貨物空輸目録表に受領者の署名を受けて

控えとし、前号の基地業務担当部隊等の長に貨物等を引き渡す。

8 中継地の空港業務担当部隊等の長の貨物等の取扱い

- (1) 中継貨物等の到着に際しては、前項の着地の空港業務担当部隊等の長の取扱いに準じて処理するものとする。
- (2) 中継貨物等の発送に際しては、第5項の発地の空港業務担当部隊等の長の取扱いに準じて処理するものとする。

9 貨物等の引き取り

基地業務担当部隊等の長は、着地の空港業務担当部隊等の長から貨物等の到着の通知を受けたときは、速やかに当該貨物等の引き取りの処置を講ずるものとする。

10 空輸不能及び欠航等の証明

請求部隊等の長又は搭乗予定者若しくは搭乗者から空輸不能又は欠航等の証明を請求された場合の処置要領は、次によるものとする。

- (1) 基地業務担当部隊等の長は、空港業務担当部隊等の長から第1項第1号エの段階で請求どおりに空輸できない旨の通知を受けた場合には、管理隊長等（管理隊長、管理課長又は輸送業務に関しこれらに準ずる職にある者をいう。以下同じ。）に送付された輸送請求票の余白に「空輸不能」と朱書きして交付する。
- (2) 空港業務担当部隊等の長は、定期便等が天候、整備その他の理由により、計画どおり運航されなかった場合は、欠航等証明書（別紙様式第7）を交付する。

11 重要人物の空輸

航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び空港業務担当部隊等の長は、重要人物（別表第4）の空輸に当たっては、その随行者を含め、座席の指定、搭乗の順位及び休憩室の提供等優先的に取り扱うものとする。

12 空輸器材等の現況通知

- (1) 空港業務担当部隊等の長は、毎月1日（当該日が休養日又は休日の場合は、その翌日）及び必要の都度、搭載及びしゃ下の支援器材（カーゴローダー及びフォークリフト）の可動等の状況を端末装置により航空総隊司令官及び航空支援集団司令官に通知するものとする。
- (2) 空港業務担当部隊等の長は、空輸器材（パレット、プラットホーム、ネット、空輸用コンテナ及び緊定具）の保管数量及び損耗の程度について、毎日の最終状況を原則として翌日（翌日が休養日又は休日の場合は、次の勤務日とする。）午前10時までに端末装置により航空総隊司令官及び航空支援集団司令官に通知するものとする。
- (3) 航空総隊司令官及び航空支援集団司令官は、前2号の通知を空輸量の割当て及び空輸器材の運用に資するものとする。

13 他自衛隊の人員及び貨物等の取扱い

航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び空港業務担当部隊等の長は、他自衛隊の人員及び貨物等を定期便等により空輸する場合は、この章に定める手続に準じて取り扱うものとする。他自衛隊がその担当する飛行場において、航空自衛隊の輸送機等の発着に伴い行う空港業務についても、また同様とする。

- 1 後払証の発行（規則第27条関係）

基地業務担当部隊等の長は、次により後払証を発行するものとする。

 - (1) 旅客後払証
 - ア 人員を鉄道機関により輸送する場合は、自衛隊旅客運賃料金後払証（航空自衛隊用）（別紙様式第8）（以下「旅客後払証」という。）を発行する。
 - イ 旅客後払証は、発着駅及び経路を同じくする輸送ごとに1通を発行する。
 - (2) 荷物後払証
 - ア 貨物を鉄道機関により輸送する場合は、後払荷物賃金調書（別紙様式第9）（以下「荷物後払証」という。）を発行する。
 - イ 荷物後払証は、車扱貨物及びコンテナ貨物の別に、発駅及び託送年月日を同じくするものごとに1通を発行する。
- 2 後払証に対する番号の付与等
 - (1) 基地業務担当部隊等の長は、旅客後払証及び荷物後払証の発行にあたっては、番号を付与するものとする。
 - (2) 前号の番号の付与要領その他後払証の記入に関し必要な事項については、補給本部長が定めるところによるものとする。
- 3 後払証の使用範囲
 - (1) 旅客後払証は、普通乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、急行券、特別車両券、特別船室券、座席指定券及び寝台券（以下「乗車券類」という。）の購入に使用することができる。
 - (2) 荷物後払証は、車扱貨物運賃料金及びコンテナ貨物運賃料金の支払いに使用することができる。
- 4 乗車券類の購入
 - (1) 基地業務担当部隊等の長は、旅客後払証又は旅客後払証以外の方法により乗車券類を購入して、これを移動する部隊等の輸送指揮官又は隊員に交付するものとする。
 - (2) 前号によりがたい場合は、移動する部隊等の輸送指揮官又は隊員に対し、旅客後払証による乗車券類の購入要領を十分理解させたいうで、旅客後払証を交付することができる。
 - (3) 前号により旅客後払証の交付を受けた部隊等の輸送指揮官又は隊員は、乗車券類購入時に旅客後払証の副片及び控片を駅等から受領し、当該旅客後払証を発行した基地業務担当部隊等の長に提出するものとする。
- 5 乗車変更等の禁止

移動する部隊等の輸送指揮官又は隊員は、旅客後払証により購入した乗車券類について、乗車変更又は払戻しを駅等へ直接申し出てはならない。
- 6 乗車券類の払戻し
 - (1) 旅客後払証により購入した乗車券類を持つ部隊等の輸送指揮官又は隊員は、出発前に移動を中止し、又は変更する場合は、直ちに旅客後払証を発行した基地業務担当部隊等の長に当該乗車券類を提出するものとする。
 - (2) 旅客後払証により購入した乗車券類を持つ部隊等の輸送指揮官又は隊員は、出発直前において乗車人員数が減少した場合又は出発後において払戻しの条件に該当する途中下車若しくは列車の遅延等があった場合は、鉄道係員の証明を受け、到着後直ちに旅客後払証を発行した基地業務担当部隊

等の長に当該乗車券類とともに提出するものとする。

- (3) 基地業務担当部隊等の長は、前2号により乗車券類の提出を受けた場合は、払戻しのために新たな旅客後払証を発行し、当該乗車券類を添えて当該乗車券類発行駅等に提出して払戻しを受けるものとする。
- (4) 乗車券類の払戻しのために発行する旅客後払証には、当該乗車券類の購入のために発行した旅客後払証の番号と同一の番号を付与するものとする。

7 団体輸送

基地業務担当部隊等の長は、人員を鉄道機関により輸送する場合において、移動人員数が鉄道機関の定める団体に該当する場合は、駅等へ団体輸送の申込みをして団体割引の適用を受けるものとする。

8 客車の貸切り

基地業務担当部隊等の長は、人員を鉄道機関により輸送する場合において、特に必要と認める場合は、客車の貸切りをすることができる。

9 特別車両及び特別船室の使用

旅客後払証を使用して人員を輸送する場合において、特別車両及び特別船室を使用させることができる者は、原則として指定職である隊員とする。ただし、指定職である隊員に随行者が行動を共にしなければ職務上支障を来す場合は、随行者も使用できるものとする。

10 貨物の駅留め等

- (1) 発地の基地業務担当部隊等の長は、貨物を鉄道機関により輸送する場合は、原則として駅留めとして発送するものとする。
- (2) 着地の基地業務担当部隊等の長は、前号により駅留めとして発送された貨物の当該駅からの引き取りを行うものとする。

11 貨物通知書の取扱

- (1) 基地業務担当部隊等の長は、鉄道機関に貨物を託送した場合は、車扱貨物及びコンテナ貨物の貨物通知書及び諸料金切符の各甲片を駅から受領するものとする。
- (2) 前号により受領した貨物通知書及び諸料金切符の各甲片は、発地の控えとして基地業務担当部隊等の長が保管するものとする。

12 列車指定

基地業務担当部隊等の長は、必要と認める場合は、車扱貨物の列車指定をすることができる。

13 特大貨物の積付け

- (1) 基地業務担当部隊等の長は、車扱貨物において、当該貨物が日本貨物鉄道株式会社承認の「自衛隊かつ大貨物積付標準」に該当する場合は、これに基づき積付けを行うものとする。
- (2) 前号の「自衛隊かつ大貨物積付標準」に該当しない特大貨物については、駅長と調整して積付けを行うものとする。

14 旅客後払証の発行依頼

- (1) 基地業務担当部隊等の長は、次の1に該当する場合において、移動する部隊等の輸送指揮官又は隊員に、旅客後払証又は乗車券類を事前に交付することが不相当なときは、当該部隊等又は当該隊員が滞在する基地業務担当部隊等の長又は最寄りの基地業務担当部隊等の長と調整の上、旅客後払証の発行を依頼することができる。

ア 他の基地等に滞在する場合

イ 移動中において、鉄道機関による輸送に変更する場合

(2) 旅客後払証の発行依頼は、文書又は電報によるものとする。

(3) 旅客後払証の発行を依頼された基地業務担当部隊等の長は、前号の文書又は電報を根拠に、旅客後払証を発行するものとする。

1.5 後払証の検査（規則第27条の2関係）

(1) 補給本部長は、規則第27条の2に規定する後払証に係る検査官（以下「後払証検査官」という。）を指名し、又は取り消す場合は、当該隊員の所属、階級、氏名及び指名又は取消しの年月日を分任支出負担行為担当官（航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和48年航空自衛隊達第2号）別表第1の3の表に掲げる者のうち、航空中央業務隊司令をいい、以下「分支担当官」という。）に通知するものとする。

(2) 後払証検査官は、端末装置により基地業務担当部隊等の長から通知される鉄道利用の実績及び鉄道機関からの請求書等により鉄道輸送の完了を検査するものとする。

(3) 後払証検査官は、前号の規定により検査をした場合は、分支担当官の定めるところにより検査調書を作成し、分支担当官に通知するものとする。

第6章 輸送役務

1 輸送役務発注担当官、輸送役務検査官、輸送役務監督官の指名及び取消し等の通知（規則第29条関係）

(1) 基地業務担当部隊等の長は、規則第29条第1項に規定する輸送役務発注担当官（以下「発注官」という。）を交代させる場合は、新旧隊員の階級、氏名及び交代の年月日を分支担当官に通知するものとする。

(2) 基地業務担当部隊等の長は、規則第29条第2項の規定により発注官の代理官を、又は同条第4項の規定により輸送役務検査官（以下「検査官」という。）を、若しくは同条第5項の規定により輸送役務監督官（以下「監督官」という。）を指名し、又は取り消す場合は、当該隊員の所属、階級、氏名及び指名又は取消しの年月日を分支担当官に通知するものとする。貨物の出荷部隊等又は受領部隊等の長が、同条第7項の規定により監督官を指名し、又は取り消す場合も、また同様とする。

(3) 補給本部長は、規則第29条第5項に規定する検査官を指名し、又は取り消す場合は、当該隊員の所属、階級、氏名及び指名又は取消しの年月日を分支担当官に通知するものとする。

2 輸送役務の発注（規則第28条関係）

発注官は、基地業務担当部隊等の長から分支担当官契約輸送役務（以下「役務」という。）の発注を命ぜられた場合は、航空自衛隊輸送役務発注書（別紙様式第10）（以下「発注書」という。）の正本及び写し5部（監督官が役務監督をする場合にあつては、6部）を発行し、1部を控えとし、契約業者に4部（正本を含む。）を送付して役務を発注するとともに、検査官に1部（監督官が役務監督を実施する場合にあつては、監督官にも1部）を送付するものとする。

3 役務見積書

(1) 発注官は、役務の発注にあたり、当該役務が輸送役務契約書に定める認

可運賃料金、届出運賃料金及び協定料金に該当しない場合は、当該役務に関する見積書及び積付材料費にあつては使用箇所を明らかにした図面等必要な書類3部（監督官が役務監督を実施する場合にあつては、4部）を契約業者に提出させるものとする。

(2) 発注官は、前号の見積書及び図面等を受領した場合は、その内容を十分に検討し、分支担官契約に反しない価格であることを確認の上、1部を控えとし、発注書に添付して契約業者に正本を、検査官に1部（監督官が役務監督を実施する場合にあつては、監督官にも1部）を送付するものとする。

4 役務監督、役務検査及び役務費の審査

(1) 監督官は、必要に応じ役務の実施状況を監督し、その適正な履行を確保するものとする。

(2) 検査官は、第2項により発注官から発注書の送付を受けた場合は、現場における確認、着地の部隊等からの通知、貨物通知書又は運送証票等により役務の完了を確認（役務検査）するものとする。

(3) 検査官は、前号により役務検査をした場合は、契約業者に役務費の明細を記入した発注書4部（正本を含む。）を提出させ、これに役務完了の証明をして発注官に送付するものとする。

(4) 発注官は、前号により検査官から発注書を送付された場合は、役務費を審査、確認して2部を控えとし、2部（正本を含む。）を契約業者に返送するとともに、端末装置により輸送役務主任検査官（以下「主任検査官」という。）に通知する。

(5) 主任検査官は、前号により発注官から通知があつた場合は、分支担官の定めるところにより、検査調書を作成し、分支担官に通知するものとする。

5 発注書の訂正

発注官は、前項第4号により処理した発注書を訂正する必要がある場合は、輸送役務訂正書（別紙様式第11）を発行し、第2項に準じて処理するものとする。

6 発注書に対する番号の付与等

(1) 発注官は、発注書の発行にあつては、番号を付与するものとする。

(2) 前号の番号の付与要領その他発注書及び前項の輸送役務訂正書の記入に関し必要な事項については、補給本部長が定めるところによるものとする。

第7章 民間航空機、郵便及び有料道路等の使用

1 民間航空機利用による人員の輸送

基地業務担当部隊等の長は、搭乗を希望する日に定期便等が利用できない場合で、次の各号の1に該当し、かつ、必要と認めるときは、民間航空機利用により、人員を輸送することができる。

(1) 移動区間の運賃が、JR等利用の場合と比較して同等か、又は安価な場合

(2) 発着地最寄り駅間の移動所要時間（乗換時間を除く。）が8時間を超過するとき。

(3) 天災その他やむをえない事情がある場合

2 郵便による貨物の輸送

基地業務担当部隊等の長は、次の各号の1に該当する場合は、貨物を郵送することができる。

- (1) 貨物が小型又は軽量等のため、紛失のおそれがある場合
 - (2) 速達扱いにすることによって、貨物到着希望日までに到着させる必要がある場合
 - (3) 書留扱いにすることによって、特に紛失防止を図る必要がある場合
- 3 有料道路等の使用

基地業務担当部隊等の長は、自隊車両で長距離輸送、緊急輸送その他一般道路によることが不相当と認める輸送を実施する場合は、有料道路又は自動車航送船を使用することができる。

第8章 危険品の輸送

1 危険品に関する通知（規則第30条関係）

- (1) 補給本部長は、危険品についてその性状、危険の程度、取扱要領及び緊急時の処置等の輸送諸元を別表第5に定める危険品分類表に示す危険品の種別ごとに整備し、危険品諸元票として関係する部隊等の長に通知するものとする。
- (2) 部隊等の長は、危険品について輸送請求する場合、輸送請求票の危険品の種別欄に別表第5に定める危険品の種別を記入するとともに、前号に規定する危険品諸元票を当該危険品に張り付けるものとする。この場合、技術指令書「航空自衛隊弾薬等整備基準」（J. T. O. 00-10-3）に定める航空機搭載弾薬及び対空機関砲弾の不発弾以外の要処理弾等については、併せて当該要処理弾等が安全に輸送できる状態にある旨を輸送請求票の備考欄に記入するものとする。
- (3) 発地の基地業務担当部隊等の長又は空港業務担当部隊等の長は、危険品を輸送する場合、輸送請求票及び危険品諸元票から危険性等を確認し、危害予防処置等所要の処置を行うとともに、着地又は中継地の基地業務担当部隊等の長又は空港業務担当部隊等の長に対し、第3章第12項又は第4章第5項第3号の規定に準じて危険品の輸送諸元を通知するものとする。
- (4) 着地又は中継地の基地業務担当部隊等の長又は空港業務担当部隊等の長は、前号に準じて危害予防処置等所要の処置を行うものとする。

2 危険品の空輸（規則第31条関係）

- (1) 危険品の空輸は、爆発物等の空輸に関する基準（別紙）により実施するものとする。
- (2) 私有の銃砲刀剣類等を携帯する搭乗者の取扱いは、次によるものとする。
 - ア 請求部隊等の長は、輸送請求にあたっては、当該搭乗者が私有の銃砲刀剣類等を携帯する旨を輸送請求票に明記する。
 - イ 私有の銃砲刀剣類等を携帯する搭乗者は、搭乗手続の際に機長に対し空港勤務員を経由して、都道府県公安委員会発行の所持許可証を提示するとともに、当該物件を提出する。
 - ウ 機長は、当該物件を搭乗者席から隔絶した場所に搭載する。

3 火薬類の自隊車両による輸送

基地業務担当部隊等の長は、火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）第24条に規定する火薬類を自隊車両により輸送する場合に

においては、火薬類運搬証明書を発行するとともに、輸送中の責任者に携行させるものとする。

4 火薬類の鉄道による輸送

- (1) 基地業務担当部隊等の長は、火薬類を車扱貨物又はコンテナ貨物で輸送する場合は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条の規定に基づき、発地から着地までの間について、発駅を管轄する警察署長を経由して発地の都道府県公安委員会に火薬類運搬届出を行い、火薬類運搬証明書の交付を受けるものとする。
- (2) 基地業務担当部隊等の長は、前号により交付された火薬類運搬証明書を貨車又はコンテナに付された「火薬」の標識の裏に、防水及び脱落防止の処置を講じて収納し、これを着地の基地業務担当部隊等の長に送付するものとする。
- (3) 着地の基地業務担当部隊等の長は、前号により送付された火薬類運搬証明書を貨車到着後速やかに着駅を管轄する警察署長を経由して、当該火薬類運搬証明書を交付した都道府県公安委員会に返納するものとする。

5 火薬類の役務による輸送

- (1) 発注官は、火薬類の車両又は鉄道による輸送を役務発注した場合は、契約業者に、発送場所を管轄する警察署長を経由して、発地の都道府県公安委員会に火薬類運搬届出を行わせるものとする。
- (2) 発注官又は監督官は、前号の届出により交付された火薬類運搬証明書について、車両輸送の場合にあっては輸送中の責任者が携帯した事実を、鉄道輸送の場合にあっては前項第2号及び第3号に準じた処置を行った事実を確認しなければならない。

6 小火器等の輸送

- (1) 小火器等（けん銃、騎銃、小銃、自動銃、短機関銃、機関銃、銃剣、信号けん銃、警備銃、猟銃、携帯SAM、火薬式コンクリートピン打機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）及び小火器等用弾薬の輸送は、やむを得ない場合を除き、自隊輸送手段により行うものとする。
- (2) 小火器等及び小火器等用弾薬の輸送にあたっては、輸送貨物票を使用し、特に授受を明確にしなければならない。

第9章 貨物等の事故処理

1 空輸による貨物等の事故

- (1) 着地の空港業務担当部隊等の長は、到着した貨物等に数量不足又は破損等があった場合は、発地の空港業務担当部隊等の長及び受領部隊等の長にその旨を通知するとともに、事故証明書（別紙様式第12）を作成し、受領部隊等の長に送付するものとする。
- (2) 発地の空港業務担当部隊等の長は、前号により事故の通知を受けた場合は、請求部隊等の長に通知するものとする。
- (3) 中継地の空港業務担当部隊等の長は、中継貨物等に数量不足又は破損等があった場合は、発地及び着地の空港業務担当部隊等の長にその旨を通知し、事故証明書を作成して、請求部隊等の長に送付するとともに当該貨物等の処置について所要の調整を行うものとする。
- (4) 前号により事故の通知を受けた場合、発地の空港業務担当部隊等の長は

発地の基地業務担当部隊等の長を通じて請求部隊等の長に、着地の空港業務担当部隊等の長は受領部隊等の長に通知するものとする。

2 鉄道輸送による貨物の事故

- (1) 着地の基地業務担当部隊等の長は、鉄道輸送により到着した貨物に数量不足又は破損等があった場合は、速やかに着駅の駅長の確認を受けて事故証明書の発行を受け、その写しを受領部隊等の長に送付するとともに、発地の基地業務担当部隊等の長に通知するものとする。
- (2) 着地の基地業務担当部隊等の長は、貨物の到着後、直ちに発見することのできない破損又は一部紛失等があった場合は、2週間以内に前号に準じて処理しなければならない。
- (3) 発地の基地業務担当部隊等の長は、第1号により事故の通知を受けた場合は、請求部隊等の長に通知するものとする。

3 役務による貨物の事故

- (1) 検査官は、役務の履行中に発生した貨物の数量不足及び破損等について、その責任が運送業者側にあると認めた場合は、当該運送業者に事故証明書及び事故てん末書を提出させ、これに必要な意見を付して、当該役務の発注官を経由し、当該役務を命じた基地業務担当部隊等の長に提出するものとする。
- (2) 基地業務担当部隊等の長は、前号の書類の提出を受けた場合は、これに必要な意見を付して分支担当官に正本を、請求部隊等の長又は受領部隊等の長に写しを送付するものとする。

第10章 記録及び報告

1 運搬費使用状況の記録等（規則第36条関係）

- (1) 管理隊長等は、常に運搬費の使用状況を明らかにするため、運搬費差引簿を備え「目の細分」ごとに整理するものとする。
- (2) 管理隊長等は、運搬費の支払を伴う輸送の実施にあたっては、その見積金額が予算の範囲内であることを前号の運搬費差引簿により、確認するものとする。
- (3) 管理隊長等は、第1号の運搬費差引簿を毎月1回及び必要の都度会計隊長等（会計隊長、会計小隊長、会計課長、会計科長又は会計班長をいう。）に提出し、確認を受けるものとする。
- (4) 前3号の運搬費差引簿に関し必要な事項については、補給本部長が定めるところによるものとする。

2 輸送実績の通知及び報告（規則第37条関係）

- (1) 基地業務担当部隊等の長は、輸送の実績を1件ごと又は一括して、経費等が確定後、速やかに補給本部長に端末装置により通知するものとする。
- (2) 規則第37条第2項に規定する報告は、次に掲げる集計表に、第4章第1項のデータから空輸の実績を集計及び審査して、翌年度の5月末日までに、端末装置によりそれぞれ実施するものとする。

ア 基地間空輸量表（別紙様式第13）（SS-J5（D））

イ 空輸効率表（別紙様式第14）（SS-J6（D））

ウ 輸送優先順位別空輸量表（別紙様式第15）（SS-J7（D））

エ 対象別空輸量表（別紙様式第16）（SS-J8（D））

(3) 規則第37条第3項に規定する報告は、次に掲げる集計表に、第1号の通知を集計及び審査して、アからウまでについては翌年度の5月末日までに、エについては各四半期の翌月末日までに、端末装置によりそれぞれ実施するものとする。

ア 手段別輸送実績表（別紙様式第17）（SS-J1（D））

イ 自隊車両輸送実績表（別紙様式第18）（SS-J9（D））

ウ 目的別輸送実績表（別紙様式第19）（SS-J10（D））

エ 運搬費使用額集計表（別紙様式第20）（SS-J26-2（D））

3 運搬費使用状況の通知（規則第37条関係）

基地業務担当部隊等の長は、毎月の運搬費の使用状況を翌月3日（当該月が12月の場合は、7日）までに補給本部長に端末装置により通知する。

4 通知の実施要領

(1) 航空支援集団司令官は、航空総隊司令官と協議の上、第4章第1項及び第12項の端末装置に関わる実施要領を定め、航空幕僚長（装備課長気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係部隊等の長に通知するものとする。

(2) 補給本部長は、第3章第2項、第3項及び第7項並びにこの章第2項及び第3項の通知に関し必要な実施要領を定め、航空幕僚長（装備課長気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係部隊等の長に通知するものとする。

爆発物等の空輸に関する基準

爆発物等（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第1項に規定する物件をいう。）の空輸は、次に掲げる場合を除き、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（昭和58年運輸省告示第572号。以下「爆発物等の輸送告示」という。）及び「航空機による放射性物質等の輸送基準等を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1094号。以下「放射性物質等の輸送告示」という。）に従って実施しなければならない。この場合において、「旅客機」とあるのは「部外者が搭乗している航空機」と読み替える。

本基準における、部外者とは、隊員以外の者であって、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）に基づき、当該爆発物の空輸に関し、航空機への搭乗が必要と認められた者以外の者をいう。

- 1 付表に掲げる物件（以下「空輸許容物件」という。）を同表に定める「包装方法及び積載方法」に従って空輸する場合
- 2 空輸許容物件及び爆発物等の輸送告示第1条に規定する輸送許容物件を付紙に定める措置に基づき空輸する場合
- 3 爆発物等の輸送告示別表第18に掲げる物件以外の物件であって、搭乗目的を達成するために必要な物件を関係教範等の定めるところに従い、搭乗者自身が携帯し、又は携行する場合
- 4 航空機による射爆撃訓練等の運航目的を達成するために必要な物件を、関係技術指令書等の定めるところに従い、当該航空機に搭載する場合
- 5 前各項以外の場合であって、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲及び刀剣類を包装等適当な安全措置を講じて空輸する場合

包装方法及び積載方法等の措置

1 包装方法及び積載方法の措置

爆発物等の輸送告示第21条及び第22条に規定する包装容器を用いることができない場合は、本邦内における空輸に限り、次の措置により実施することができる。

(1) 火薬類の包装基準に関する措置

火薬類を空輸する場合は、「火薬類を運搬する場合の包装等の基準を定める件」（平成10年総理府告示第10号。以下「火薬類の包装等基準」という。）第2条に定める包装等の基準をもって、付表に定める包装基準及び爆発物等の輸送告示別表第1に定める容器及び包装等の基準に代えることができる。この場合、火薬類の包装等基準別表の方法欄に定める記号「EP」の後に続く2桁の数字と付表に定める包装基準の3桁の数字の下2桁を対応させるものとする。例えば、付表に定める包装基準「P130」は、火薬類の包装等基準別表の方法欄に定める「EP30」をもって、これに代えることができる。

(2) 引火性液体の包装基準及び許容量に関する措置

引火性液体のうち副次危険性を有しない包装等級2及び3に該当するもので、かつ、爆発物等の輸送告示別表第1に定める容器及び包装等の基準において、単一容器として天板固着式鋼製ドラムの使用が認められる物件を空輸する場合は、部外者が搭乗していないときに限り、次の包装容器の使用及び許容量で実施できる。ただし、当該容器を使用する場合は、少なくとも包装物の天板及び底板を保護できるような適切な大きさの木製パレット等でオーバーパックするものとする。

ア 包装容器

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第68条の5に規定する容器の基準に適合する容器とする。

イ 許容量

一包装物当たり220ℓまでとする。

2 火薬類の隔離基準に関する措置

隔離区分の異なる火薬類を搭載する場合は、爆発物等の輸送告示第18条第4項の規定によることなく、属表に定めるところにより相互に隔離するものとする。

隔離区分の異なる火薬類の隔離基準

隔離区分	B	C	D	E	F	G	H	J	L	S
B		×	×	×	×	×	×	×	×	
C	×				×	×	×	×	×	
D	×				×	×	×	×	×	
E	×				×	×	×	×	×	
F	×	×	×	×		×	×	×	×	
G	×	×	×	×	×		×	×	×	
H	×	×	×	×	×	×		×	×	
J	×	×	×	×	×	×	×		×	
L	×	×	×	×	×	×	×	×		×
S									×	

備考:

- 1 ×印は、隔離を要することを示す。
- 2 空欄は、隔離を要しないことを示す。

付表

空 輸 許 容 物 件

国連 番号	正式輸送品目名（日本語）	正式輸送品目名（英語）	分類 又は 区分	隔 離 区 分	副 次 危 険 性	ラ ベ ル	包 装 等 級	包装方法及び積載方法				特 別 規 定
								部外者が搭乗してい る場合		部外者が搭乗してい ない場合		
								包装基準	許容量	包装基準	許容量	
0005	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0006	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0007	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0009	焼い弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きの物を含む。)	Ammunition, incendiary with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0010	焼い弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きの物を含む。)	Ammunition, incendiary with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0015	発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	Ammunition, smoke with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2 J3
0016	発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	Ammunition, smoke with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2 J3
0019	催涙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	Ammunition, tear-producing with burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	6.1 8	A M Q	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0029	工業雷管(爆破用で、電気式でないもの)	Detonators, non-electric for blasting	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P131	制限なし	—
0030	電気雷管(爆破用のもの)	Detonators, electric for blasting	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P131	制限なし	—
0033	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0034	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0035	爆弾(さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0042	ブースター(雷管付きでないもの)	Boosters without detonator	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P132	制限なし	J2
0048	爆破装薬	Charges, demolition	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0056	爆雷	Charges, depth	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0065	導爆線(柔軟性のもの)	Cord, detonating, flexible	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P139	制限なし	—
0084	爆破薬D	Explosive, blasting, type D	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P116	制限なし	—
0102	導爆線(金属被覆したもの)	Cord, detonating, metal clad or Fuse, detonating, metal clad	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P139	制限なし	—
0106	信管(起爆用のもの)	Fuzes, detonating	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0107	信管(起爆用のもの)	Fuzes, detonating	1.2	B	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0121	点火管	Igniters	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P142	制限なし	—
0136	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0137	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0138	機雷又は地雷(さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2

国連 番号	正式輸送品目名 (日本語)	正式輸送品目名 (英語)	分類 又は 区分	隔離 区分	副 次 危 険 性	ラ ベ ル	包 装 等 級	包装方法及び積載方法				特 別 規 定
								部外者が搭乗してい る場合		部外者が搭乗してい ない場合		
								包装基準	許容量	包装基準	許容量	
0167	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0168	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0169	弾丸(さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0171	照明弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きの ものを含む。)	Ammunition, illuminating with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0180	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
0181	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0182	ロケット(さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.2	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0183	ロケット (無さく薬弾頭付きのもの)	Rockets with inert head	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0204	水中発音信号具	Sounding devices, explosive	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P134	制限なし	—
0209	トリニトロトルエン(乾性のもの又は30質量% 未満の水で湿性としたもの)[TNT]	TNT, dry or wetted with less than 30% water, by mass or Trinitrotoluene, dry or wetted with less than 30% water, by mass	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P112	制限なし	—
0212	えい光筒(弾薬用のもの)	Tracers for ammunition	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P133	制限なし	J1
0238	ロケット(投索用のもの)	Rockets, line-throwing	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
0241	爆破薬、タイプ E	Explosive, blasting, type E	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P116	制限なし	—
0242	砲用発射装薬	Charges, propelling, for cannon	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0245	黄リン発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬 付きのもの)	Ammunition, smoke, white phosphorus with burster, expelling charge or propelling charge	1.2	H	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0246	黄リン発煙弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬 付きのもの)	Ammunition, smoke, white phosphorus with burster, expelling charge or propelling charge	1.3	H	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0247	焼い弾(液状又はゲル状のもの)(さく薬筒、 放出薬又は発射薬付きのもの)	Ammunition, incendiary liquid or gel , with burster, expelling charge or propelling charge	1.3	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J2
0250	ロケットモーター(液体燃料のもの)	Rocket motors with hypergolic liquids with or without expelling charge	1.3	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0254	照明弾(さく薬筒、放出薬又は発射薬付きの ものを含む。)	Ammunition, illuminating with or without burster, expelling charge or propelling charge	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0279	砲用発射装薬	Charges, propelling, for cannon	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0280	ロケットモーター (固体燃料のもの)	Rocket motors	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0281	ロケットモーター (固体燃料のもの)	Rocket motors	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0283	ブースター(雷管付きでないもの)	Boosters without detonator	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P132	制限なし	J2
0284	てき弾(さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき 弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—

国連番号	正式輸送品目名 (日本語)	正式輸送品目名 (英語)	分類又は区分	隔離区分	副次危険性	ラベル	包装等級	包装方法及び積載方法				特別規定
								部外者が搭乗している場合		部外者が搭乗していない場合		
								包装基準	許容量	包装基準	許容量	
0285	てき弾 (さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0286	ロケット弾頭 (さく薬付きのもの)	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0287	ロケット弾頭 (さく薬付きのもの)	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0290	導爆線 (金属被覆したもの)	Cord, detonating, metal clad or Fuse, detonating, metal clad	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P139	制限なし	—
0291	爆弾 (さく薬付きのもの)	Bombs with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0292	てき弾 (さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0293	てき弾 (さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, hand or rifle, with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0294	機雷又は地雷 (さく薬付きのもの)	Mines with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0295	ロケット (さく薬付きのもの)	Rockets with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
0314	点火管	Igniters	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P142	制限なし	—
0315	点火管	Igniters	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P142	制限なし	—
0318	演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃てき弾)	Grenades, practice, hand or rifle	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0319	火管	Primers, tubular	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P133	制限なし	J1
0321	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.2	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0322	ロケットモーター (液体燃料のもの)	Rocket motors with hypergolic liquids with or without expelling charge	1.2	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0324	弾丸 (さく薬付きのもの)	Projectiles with bursting charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0326	砲用空包	Cartridges for weapons, blank	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0327	砲用空包又は小火器用空砲	Cartridges for weapons, blank or Cartridges, small arms, blank	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0328	無火薬弾丸付き砲用完成弾	Cartridges for weapons, inert projectile	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0329	魚雷 (さく薬付きのもの)	Torpedoes with bursting charge	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0330	魚雷 (さく薬付きのもの)	Torpedoes with bursting charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0335	煙火	Fireworks	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	J2
0346	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	Projectiles with burster or expelling charge	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0348	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	Cartridges for weapons with bursting charge	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0349	その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	S	—	B	—	P101	25kg	P101	100kg	J1
0350	その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	B	—	B	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1

国連 番号	正式輸送品目名（日本語）	正式輸送品目名（英語）	分類 又は 区分	隔離 区分	副 次 危 険 性	ラ ベ ル	包 装 等 級	包装方法及び積載方法				特 別 規 定
								部外者が搭乗してい る場合		部外者が搭乗してい ない場合		
								包装基準	許容量	包装基準	許容量	
0351	その他の火工品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	C	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0352	その他の火工品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	D	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0353	その他の火工品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	G	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0354	その他の火工品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0355	その他の火工品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0356	その他の火工品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.3	L	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0369	ロケット弾頭（さく薬付きのもの）	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0371	ロケット弾頭（さく薬筒又は放出薬付きの もの）	Warheads, rocket with burster or expelling charge	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0372	演習用てき弾（手りゅう弾又は小銃てき弾）	Grenades, practice, hand or rifle	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	—
0381	作動薬包	Cartridges, power device	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P134	制限なし	—
0382	火薬系列構成品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Component, explosive train, n.o.s. *	1.2	B	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0383	火薬系列構成品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Component, explosive train, n.o.s. *	1.4	B	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	—
0384	火薬系列構成品（他に品名が明示されてい るものを除く。）	Components, explosive train, n.o.s. *	1.4	S	—	B	—	P101	25kg	P101	100kg	—
0395	ロケットモーター （液体燃料のもの）	Rocket motors, liquid fuelled	1.2	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0396	ロケットモーター （液体燃料のもの）	Rocket motors, liquid fuelled	1.3	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0397	ロケット（液体燃料のもの） （さく薬付きのもの）	Rockets, liquid fuelled with bursting charge	1.1	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0398	ロケット（液体燃料のもの） （さく薬付きのもの）	Rockets, liquid fuelled with bursting charge	1.2	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0408	信管（起爆用のもの）	Fuzes, detonating with protective features	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0409	信管（起爆用のもの）	Fuzes, detonating with protective features	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P141	制限なし	J1
0413	砲用空包	Cartridges for weapons, blank	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0414	砲用発射装薬	Charges, propelling, for cannon	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0417	無火薬弾丸付き砲用完成弾 （小火器弾薬を含む。）	Cartridges for weapons, inert projectile or Cartridges, small arms	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0418	地上用信号炎管	Flares, surface	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0419	地上用信号炎管	Flares, surface	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0420	航空機用信号炎管	Flares, aerial	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0421	航空機用信号炎管	Flares, aerial	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—

国連 番号	正式輸送品目名（日本語）	正式輸送品目名（英語）	分類 又は 区分	隔離 区分	副 次 危 険 性	ラ ベ ル	包 装 等 級	包装方法及び積載方法				特 別 規 定
								部外者が搭乗して いる場合		部外者が搭乗して いない場合		
								包装基準	許容量	包装基準	許容量	
0424	弾丸（無さく薬で、えい光筒付きのもの）	Projectiles, inert with tracer	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0426	弾丸（無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの）	Projectiles with burster or expelling charge	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0427	弾丸（無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの）	Projectiles with burster or expelling charge	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0428	料薬火工品	Articles, pyrotechnic for technical purposes	1.1	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0429	料薬火工品	Articles, pyrotechnic for technical purposes	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0430	料薬火工品	Articles, pyrotechnic for technical purposes	1.3	G	—	A	—	積載禁止	—	P135	制限なし	—
0434	弾丸（無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの）	Projectiles with burster or expelling charge	1.2	G	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0436	ロケット（放出薬付きのもの）	Rockets with expelling charge	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0437	ロケット（放出薬付きのもの）	Rockets with expelling charge	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1 J2
0449	魚雷（さく薬付きのもの） （液体燃料付きのもの）	Torpedoes, liquid fuelled with or without bursting charge	1.1	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0450	魚雷（液体燃料付きのもの） （無火薬弾頭付きのもの）	Torpedoes, liquid fuelled with inert head	1.3	J	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0451	魚雷（さく薬付きのもの）	Torpedoes with bursting charge	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J2
0461	火薬系列構成品（他に品名が明示されているものを除く。）	Component, explosive train, n.o.s. *	1.1	B	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	—
0462	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	C	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0463	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	D	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0464	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	E	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0465	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.1	F	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0466	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0467	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	D	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0468	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	E	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0469	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.2	F	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0470	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.3	C	—	A	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0471	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	E	—	B	—	積載禁止	—	P101	75kg	J1
0472	その他の火工品（他に品名が明示されているものを除く。）	Articles, explosive, n.o.s. *	1.4	F	—	B	—	積載禁止	—	P101	制限なし	J1
0502	ロケット（無さく薬弾頭付きのもの）	ROCKETS with inert head	1.2	C	—	A	—	積載禁止	—	P130	制限なし	J1
1073	液体酸素	Oxygen, refrigerated liquid	2.2	—	5.1	E K	—	積載禁止	—	P203	1720kg	—
1383	その他の自然発火性金属 （その他の自然発火性鉄）	Pyrophoric metal, n.o.s. * or Pyrophoric alloy, n.o.s. *	4.2	—	—	I	1	積載禁止	—	P404	制限なし	—

備考1 ラベル

「ラベル」の欄に掲げる記号は、爆発物等の輸送告示第2号様式のラベルのうち該当するものを同告示第14条の規定に従って貼付することを意味する。

備考2 許容量

「許容量」の欄に掲げる重量は、一包装物あたりの正味の許容量を意味する。

備考3 包装基準

「包装基準」に掲げる記号及び数字の意味は、次のとおりとする。また、各包装基準に定める外装容器を表す数字及び記号の意味は、属表に掲げるとおりとする。

包装基準「P101」は、次の容器及び包装等を示す。

関係技術指令書に定める包装とする。

包装基準「P112」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	クラフト紙袋、耐水性多層紙袋、プラスチック袋、織布袋、ゴム引き織袋又は樹脂クロス袋
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G又は1H2 箱：4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2

包装基準「P114」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	クラフト紙袋、プラスチック袋、粉末不漏性織布袋、粉末不漏性樹脂クロス袋、ファイバ板製容器、金属製容器、紙容器プラスチック製容器、粉末不漏性樹脂クロス容器
	外装容器	ドラム：1A2、1B2、1D、1G、1H2 箱：4C1、4C2、4D、4F、4G

包装基準「P 1 1 6」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	耐水・耐油性紙袋、プラスチック袋、粉末不漏性織布袋、粉末不漏性樹脂クロス袋、紙製シート、プラスチック製シート
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 ジェリカン：3 A 2、3 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、4 H 2

包装基準「P 1 3 0」は、次の容器及び包装等を示す。

外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、4 H 1、4 H 2
------	--

包装基準「P 1 3 1」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	内装容器	紙袋、プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、リール
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G

注：1 UN 0029 については、内装容器として袋を使用できない。

2 リール（プラスチック、木、ファイバ板、金属等で作られ、両側に側壁があり（ない場合もある。）、中心軸に物品及び物質を巻き付ける装置をいう。本備考において同じ。）は、UN0030の内装容器としてのみ使用できる。

包装基準「P 1 3 2」は、次の容器及び包装等を示す。

外装容器	箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、4 H 2
------	---

包装基準「P 1 3 3」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバー板トレイ、プラスチックトレイ、木製トレイ
	中間容器	ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器
	外装容器	箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 F、4 G、4 H 2

- 注：1 トレイ（プラスチック、木、ファイバ板、金属等の材質の板をいう。本備考において同じ。）は、UN0319の内装容器としてだけ使用できる。
2 中間容器は、内装容器にトレイを使用する場合にだけ必要である。

包装基準「P 1 3 4」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、耐水性袋、ファイバー板製シート、ファイバー板製筒（チューブ）
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、4 H 2

包装基準「P 1 3 5」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	紙袋、プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート、プラスチック製シート
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、4 H 1、4 H 2

包装基準「P 1 3 9」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、リール、紙製シート、プラスチック製シート
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、 4 H 2

注：1 UN 0065、UN 0102 及び UN 0290 に該当する物件においては、導火線の端が密封されていなければならない。

2 UN 0065 に該当する物件は、形状がコイル状の場合、内装容器を必要としない。

包装基準「P 1 4 0」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	プラスチック袋、クラフト紙製シート、プラスチック製シート、リール
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、 4 H 2

包装基準「P 1 4 1」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、プラスチックトレイ、木製トレイ
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、 4 H 2

注：1 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。

2 トレイは仕切りの付いたものに限ること。

包装基準「P 1 4 2」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	内装容器	紙袋、プラスチック袋、金属製容器、ファイバ板製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート、プラスチックトレイ
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 G、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G、 4 H 2

注：トレイは仕切りの付いたものに限ること。

包装基準「P 2 0 3」は、次の容器及び包装等を示す。

自衛隊の仕様書（液酸タンク）に合致した金属製容器

注：1 空輸に用いる航空機は、液酸タンク内に発生するガスを機外に放出する安全弁を装備した機体とすること。

2 空輸に際しては、当該容器の取扱いに必要な範囲において、部隊等の長が一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 49 条第 1 項第 17 号の規定と同等の知識及び技能を有すると認める者を物品宰領者として搭乗させること。

包装基準「P 4 0 4」は、次の容器及び包装等を示す。

関係技術指令書に定める包装基準よるほか、次による。

組 合 せ 容 器	内装容器 (許容量)	金属製容器 (15kg)
	外装容器	ドラム：1 A 2、1 B 2、1 D、1 H 2 箱：4 A、4 B、4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 H 2
単一容器		ドラム：1 A 1、1 A 2 ジェリカン：3 A 1、3 A 2、3 B 1、3 B 2

注：単一容器を使用する場合の一包装物の総重量は 150 kg までとする。

備考4 特別規定

「特別規定」の欄に掲げる記号の意味は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- J 1 関係技術指令書において、包装に関する別の基準が定められている場合はこれに従うこと。
- J 2 大型の物件は、点火装置がないか、又は点火装置があっても少なくとも二つ以上の有効な保護装置がある場合には、包装することなしに空輸できる。ただし、それらの物件が推進装置又は自動推進装置を有する場合は、点火装置を輸送中の刺激から保護しなければならない。また、包装しないで空輸する物件は、通常空輸条件下で積荷が緩まないようにするため、架台への固定、金属枠、木枠への収納又は適切な取扱い器具、保管器具又はランチング器具等に収納すること。
- J 3 腐食性の発煙物質を含む場合は、爆発物等の輸送告示第2号様式に定めるラベルQを副次危険性ラベルとして、同告示第14条の規定に従って貼付すること。

種類	材質	細分類	記号
1. ドラム (Drum)	A. 鋼 (Steel)	天板固着式のもの	1A1
		天板取り外し式のもの	1A2
	B. アルミニウム (Aluminium)	天板取り外し式のもの	1B2
	D. 合板 (Plywood)	—	1D
	G. ファイバ板 (Fibreboard)	—	1G
	H. プラスチック (Plastic)	天板取り外し式のもの	1H2
3. ジェリカン (Jerrican)	A. 鋼 (Steel)	天板固着式のもの	3A1
		天板取り外し式のもの	3A2
	B. アルミニウム (Aluminium)	天板固着式のもの	3B1
		天板取り外し式のもの	3B2
	H. プラスチック (Plastic)	天板取り外し式のもの	3H2
4. 箱 (Box)	A. 鋼 (Steel)	—	4A
	B. アルミニウム (Aluminium)	—	4B
	C. 天然木材 (Natural wood)	普通型	4C1
		粉末不漏型	4C2
	D. 合板 (Plywood)	—	4D
	F. 再生木材 (Reconstituted wood)	—	4F
	G. ファイバ板 (Fibreboard)	—	4G
	H. プラスチック (Plastic)	発砲プラスチック	4H1
		硬質プラスチック	4H2

備考

種類の欄に掲げる容器は、告示第21条及び第22条に定める基準を満たすものとする。

輸送優先順位の基準

区分 輸送 優先順位	人員輸送の対象	貨物等輸送の対象
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の行動のため緊急移動を必要とする人員 ・ 航空事故等の調査のために移動する人員 ・ 患者及びその看護人 ・ 重要人物及びその随行者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷の種類「特別緊急」に該当する管理換物品 ・ 自衛隊の行動、人命救助及び航空事故等調査のために移動させる物で、管理換物品以外のもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検閲、監察、監査等のために移動する人員 ・ 演習及び訓練(体育関係を除く。)の参加者 ・ 転属、臨時勤務、入校及び教育入隊のために移動する隊員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷の種類「緊急」に該当する管理換物品 ・ 演習及び訓練(体育関係を除く。)のため移動させる物で、管理換物品以外のもの ・ 託送文書
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習及び会議の参加者(往路) ・ 体育大会及び体育訓練の参加者(往路) ・ 装備品等の実用試験、技術審査及び空自指定研究のために移動する人員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷の種類「至急」に該当する管理換物品 ・ 装備品等の実用試験、技術審査及び空自指定研究のために移動させる物で、管理換物品以外のもの
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地訓練又は校外教育のため移動する学生及び教官 ・ 講習及び会議の参加者(帰路) ・ 体育大会及び体育訓練の参加者(帰路) ・ 業務調整及び業務研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷の種類「普通」に該当する管理換物品 ・ 転属、臨時勤務、入校及び教育入隊をする隊員の貸与個人被服等 ・ 管理換物品以外の急を要しない物
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族の危篤、葬儀のために移動する人員 ・ 患者移送(優先順位1以外の者) ・ 帰郷広報、縁故募集のため移動する人員 ・ 資格取得、就職援護、スクーリング及びクラブ活動のために移動する人員 	

注：1 同一優先順位の人員と貨物等については、原則として人員を優先するものとする。

2 この表に掲げられていない輸送の対象については、輸送目的の重要度等を考慮し、この表に準じて処理するものとする。

3 搭乗の対象者は、国家公務員の旅費に関する法律に基づき旅費の支給ができるものを原則とする。

輸 送 手 段 の 選 定 の 基 準

輸 送 手 段		輸送優先順位					備 考
		1	2	3	4	5	
自 隊 輸 送	車 両	○	○	○	○		
	定期便等（緊急特別運航による空輸を除く。）	○	○	○	○		
	輸送機等の緊急特別運航による空輸	○	△	×	×		
	輸送機以外の航空機	○	△	×	×		
	隊員の携行輸送	○	○	○	○		物資輸送費を使用する場合を含む。
	陸自又は海自による輸送支援	年度業務計画分	○	○	○	○	
年度業務計画外		△	×	×	×		
部 外 輸 送	民間航空機	貨 物 輸 送	○	○	△	×	優先順位1の携行輸送を含む。
		人 員 輸 送	○	○	○	○	
	民間車両	○	○	○	○		
	役務による携行輸送	○	△	×	×		
	郵 便	○	○	○	○		
	鉄道又は通運	○	○	○	○		
民間船舶	○	○	○	○			

- 備考： 1 ○ 選定の対象とする。
 2 × 選定の対象としない。
 3 △ 止むを得ない場合選定の対象とする。
 4 優先順位5については、自隊輸送の余席利用のみとする。

貸与個人被服等の輸送基準

対 象 物 品	個 数 ・ 重 量	容 積
1 隊員の転属、入校、教育入隊、臨時勤務又は課程移動等に伴い、輸送を必要とする貸与個人被服等とし、原則として衣のうに収納されたものとする。ただし、移転料を支給された場合を除く。	1人当たり1個30キログラムまで。ただし、救難員	1個当たり縦、横、高さ
2 航空業務に従事する隊員の転属、入校、教育入隊、臨時勤務又は課程移動等に伴い、輸送を必要とする搭乗者貸与個人被服のうち、救命装備品等である被服とし、所要の梱包が施されたものとする。	については、1人当たり2個60キログラムまで	の合計が2メートルまで

重要人物（VIP）等表

VIP 記号	対 象 者
1	天皇及び皇族 外国の元首及び国王
2	衆議院議長及び参議院議長 内閣総理大臣及び国務大臣 各省の副大臣 最高裁判所長官及び最高裁判所判事 衆議院議員及び参議院議員 各省の大臣政務官及び事務次官並びに同相当官 防衛大学校長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長 外国の相当官及び元帥
3	防衛審議官 防衛装備庁長官 各省の外局の長及び同相当官 外国の相当官及び大将
4	陸将、海将及び空将 防衛医科大学校長 防衛監察監 防衛研究所長 自衛隊中央病院長 各省の内部部局の局長及び同相当官 外国の相当官及び中将
5	陸将補、海将補及び空将補 防衛参事官（局長である者を除く。）及び防衛省の審議官並びに各省の同相当官 各省の外局の次長及び同相当官 外国の相当官及び少将
6	外国の准将
7	1等陸佐、1等海佐及び1等空佐 各省の内部部局の課長及び同相当官 外国の相当官及び大佐

注：1 この表以外の重要人物のVIP記号については、航空幕僚長が、その都度指定する。

2 「各省」には、内閣府を含むものとする。

危険品分類表

分類	区分	分類名
第1分類		火薬類
第2分類	2. 1	引火性ガス
第2分類	2. 2	非引火性ガス、非毒性ガス
第2分類	2. 3	毒性ガス
第3分類		引火性液体
第4分類	4. 1	可燃性固体
第4分類	4. 2	自然発火性物質
第4分類	4. 3	水と接触すると引火性ガスを発生する物質
第5分類	5. 1	酸化性物質
第5分類	5. 2	有機過酸化物
第6分類	6. 1	毒物
第6分類	6. 2	病気を移しやすい物質
第7分類		放射性物質
第8分類		腐食性物質
第9分類		その他の有害物件

※表の分類は国連危険物モデル規則書による。

発簡番号
発簡年月日

発簡者名 印

殿

(気付)

月 間 ・ 緊 急 空 輸 要 求 書

一連 番号	計 画 番 号	希望期日		希望運航区間 (離着陸時刻)	希望機種	人員 名	貨 物			運 航 目 的	備 考
		月 日	曜				貨 物 名	重量	容積		

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

輸送請求票

		輸送請求番号			
輸送手段希望欄	空輸	搭乗日		便名	
		使用日時		車種	台数
	車両	乗車・乗船日		列車(船)名	
	鉄動・船				
移動区間		輸送区間		代表者：階級氏名又は 貨物・代表品名	
最初の発地	最後の着地	発地	着地	階級	同乗者(空輸) 氏名(ふりがな)
				認識番号 (空輸のみ)	認識番号
				階級	
				(ふりがな) 氏名	
				品名	
				空自隊員以外	
				部外者搭乗承認番号	
				<input type="checkbox"/> 陸自 <input type="checkbox"/> 隊員の家族 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 海自 <input type="checkbox"/> 内局 <input type="checkbox"/> 民間人 <input type="checkbox"/> 患者 <input type="checkbox"/> 特別の機関等	
輸送目的				請求部隊等	
				電話番号	
				根拠命令等	
				請求日	
				部隊請求番号	
				請求部隊等の長(官職氏名)	
				輸送記事欄	
				印	
人員又は 貨物合計		重量(kg) 合計	容積(m ³)合計 小数点第2位まで	貨物諸元等	請求記事欄
				到着希望日時:	
				受領部隊等:	
				荷姿:	
				1個最大重量(kg):	
				L W H	
				最大寸法(cm):	
				補給優先順位:	
				A請求内容:	
				危険品の有無:	
				危険品国連番号:	
				1梱包当り価格:	
備考					

- 注：1 人員と貨物は別葉とする。
 2 この様式は、端末装置の出力用紙とする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

輸 送 貨 物 票				※基地等接頭符号—年度—連番号 —			
※受領部隊等名		※出荷部隊等名		※発送日		中 継 記 事	
※品 名				※輸送優先順位			※区間
※総こん包数		※総重量 (kg)		※総容積 (m ³)		発送日	
空 輸 記 事	※発送空港名		発送日	空港担当者		輸送方法	
	中継空港名		発送日	空港担当者			受領者所属階級氏名
	※最終空港名						
※備考							

- 注：1 固定翼と回転翼は、それぞれ別葉とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

欠航等証明書

階級氏名	(階級)	(氏名)	殿
期日及び便名	(年月日)	(便名)	
区間	(発地)	(着地)	～
欠航等の内容	項目	記事	
	<input type="checkbox"/> 運航とりやめ		
	<input type="checkbox"/> 運航延期	() 時間	
	<input type="checkbox"/> 遅延	() 時間	
	<input type="checkbox"/> 着地変更	() 時間	
	<input type="checkbox"/> その他		

上記の事実を証明します。

令和 年 月 日

職名 階級 氏名

印

注：1 職名は、管理隊長等とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

裏

(淡青色)										
(淡青色)										
(淡青色)										
自衛隊旅客運賃後払証 (航空自衛隊用)										
○ 正 ○										
月 日										
乗車券	発行駅	※運賃料金支払コード	作成区分	払いもどし	発行部隊コード					
23		7100	1		25					
					発行番号					
					26					
※官職氏名(引率者)					※乗車船人員					
					03 名					
乗車券	※乗車船区間	※普通	※片道	旅行運賃		乗車券番号				
	駅から 駅まで	団体 貸切	往復	04						
	※経由	団体割引率 旅行鉄道会社 1, 2割 連絡会社			連続					
乗車券	※乗車区間	※特急・普通	※利用人員	06	急行料金	円				
	~	特急・普通	名	07		円				
	~	特急・普通	名	08		円				
	~	特急・普通	名	09		円				
グリーン券	※乗車船区間(経由)	※急・普・船	※利用人員	10	グリーン料金	円				
	~ ()	急・普・船	名	11		円				
座席指定券	※乗車船区間	※利用人員	13	座席指定料金	円					
	~		名	14		円				
寝台券	※乗車船区間	※利用人員	15	寝台料金	円					
	~ ()		名	16		円				
委託会社コード	30	旅客運賃料金合計欄		20	寝台料金	円				
				22		円				
※発行者所在地					払いもどし料					
名称					手数					
官職					氏名					
氏名					職印					
※(運賃・料金支払者 航空中央業務隊資金前渡官吏)										
7640-060-0091-H (61.5改)										

(御案内)

1. この後払証は、公務のため旅行する自衛隊員が、普通乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、急行券（連絡船急行券を除く。）、グリーン券、寝台券又は座席指定券を購入する場合に限って有効とします。
2. 取扱区間は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線各駅相互間とします。
3. ※印欄は、発行者が、太わく内は旅客鉄道会社及び連絡会社の係員が記入します。
4. ※印欄の記入事項を訂正したときは、その個所に発行者の職印がないものは使用できません。
5. この後払証によって購入した乗車券、急行券（連絡船急行券を除く。）グリーン券、寝台券及び座席指定券については、乗車変更の取扱いをいたしません。
6. この後払証の有効期間は、発行の日から20日間です。

(淡青色)

後 払 荷 物 賃 金 調 書

正

※	帳票番号	駅所コード	※運賃料金支払者 コード	作成 区分
	荷物53 荷物84			

年 月 日

○ ※

35	発行部隊 コード	
36	発行 番号	

駅 駅長
検印

種 別	運 賃		撤 収	記 事
	手 荷 物 コンテナ	小 荷 物 車 扱		
本日取扱高	円	円	円	
訂 正 版	過 剩			
	不 足			
差 引 計	01	02	06	07 合 計 円

職 印

※ 運賃料金支払者
住 所 氏 名 航空中央業務隊資金前渡官吏

殿

航空自衛隊輸送役務発注書

発注：令和 年 月 日 発注官 所属階級氏名 印

役務発注欄		発注番号	品名(荷姿)	個数	実重量(kg)	実容積(m ³)
		接頭符号	会社	一連番号		
	輸送区間				役務内容	
		発地	着地			
					記事	
	期間		車種 台数			

	輸送手段	金額	計算重量(kg)	計算キロ程	基本料金	割増率	摘要
運賃欄							
		小計					
発役務欄							
		小計					
着役務欄							
		小計					
	消費税課税対象金額		備考				
	消費税合計						
	合計金額						
	発送月日						

<p style="text-align: center;">検査調書</p> <p>上記の役務は期間内に完了したことを証明する。 令和 年 月 日 検査官 所属階級氏名 印</p>	<p>上記役務費は適正と認める。 令和 年 月 日 発注官 所属階級氏名 印</p>
--	---

注：1 この様式は、個別発注に用いるものとし、端末装置の出力様式とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

殿

航空自衛隊輸送役務発注書

発注日： 発注書_____

発注官
所属階級氏名 印

発注内容							役務費明細									
行	発地 ()	着地 ()	品名	個数	役務内容	計算 重量	計算 * _口 程	運賃欄		発役務欄		着役務欄		消費税	計	記事
								割増率	金額	割増率 * _口 程	金額	割増率 * _口 程	金額			
1																
2																
3																
4																
5																
6																
計																
検査調書							上記役務費は適正と認める。							備考		
上記の役務は期間内に完了したことを証明する。							年 月 日									
検査官 印 所属階級氏名							発注官 印 所属階級氏名									

注： 1 この様式は、一括発注に用いるものとし、端末装置の出力様式とする。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

輸 送 役 務 訂 正 書

発注年月日

発注番号

項 目	新 料 金 (A)	旧 料 金 (B)	差 額 (A - B)	事 由 等
取 扱 料				
集 貸 料				
配 達 料				
積 込 料				
取 卸 料				
運 賃				
荷役機械				
人 夫 賃				
港湾荷役				
合 計				

上記のとおり訂正する。

令和 年 月 日

発注担当官
所属階級氏名

印

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

番号第 _____ 号		発行 年 月 日	
事 故 証 明 書			
事故内容	紛失、破損、数量不足、数量過多、不一致貨物 (_____)		
出荷部隊等		受領部隊等	
品名		荷姿	
記載数量	個 kg	到着数量	個 kg
発送空港		到着空港	
発送日時		到着日時	
事故発生場所		運航番号	
飛行隊		機種、機番	
事故の経過、内容処置等			
<p>上記の事実を証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(職名) (階級) (氏名) (印)</p>			
空港取扱者所属階級氏名			

注：1 職名は、管理隊長等とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

基地間空輸量表
(SS-J5(D))

	千 歳	三 沢	松 島	百 里	入 間	硫黄島	浜 松	岐 阜	小 牧	小 松	美 保	福 岡	芦 屋	築 城	熊 本	新田原	那 覇	その他	発定期便計 発特別便計	着合計(t)	
千 歳																					
三 沢																					
松 島																					
百 里																					
入 間																					
硫黄島																					
浜 松																					
岐 阜																					
小 牧																					
小 松																					
美 保																					
福 岡																					
芦 屋																					
築 城																					
熊 本																					
新田原																					
那 覇																					
その他																					
着定期便計																					
着特別便計																					
着合計(t)																					

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

輸 送 優 先 順 位 別 空 輸 量 表
(S S - J 7 (D))

対象区分 優先順位	人 員 (人)						貨 物 (kg)						発定期便小計(kg)	総計 (t)
	1	2	3	4	5	小 計	1	2	3	4	5	小 計	発特別便小計(kg)	
千 歳														
三 沢														
松 島														
百 里														
入 間														
硫 黄 島														
浜 松														
岐 阜														
小 牧														
小 松														
美 保														
福 岡														
芦 屋														
築 城														
熊 本														
新 田 原														
那 覇														
そ の 他														
合 計														

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

対 象 別 空 輸 量 表
(S S - J 8 (D))

1 人員

対象	機種										合計	
	諸元		人員	重量(t)								
合計												

2 貨物

対象	機種																		合計				
	諸元		件数	梱数	重量(t)	容積(m ³)	件数	梱数	重量(t)	容積(m ³)	件数	梱数	重量(t)	容積(m ³)	件数	梱数	重量(t)	容積(m ³)	件数	梱数	重量(t)	容積(m ³)	
合計																							

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

手段別輸送実績表
(SS-J1(D))

輸送対象：
部隊等：

作成区分：

作成期日：

	輸送手段	コード	人員数	人・キロ又は 貨物トン・キロ	人・キロ又は トン・キロ比率(%)	経費(円)	経費比率 (%)	件数	貨物重量 (トン)	貨物容積 (立)	備考	
自隊輸送	空 車両 その他 合計											
	被支援 陸自航空機 陸自車両 海自航空機 海自艦艇 海自車両 合計											
限度額	後払証使用 人員：団体 人員：個人 貨物：車扱い コンテナ扱い 合計											
	役務発注書使用 鉄道車扱い 鉄道コンテナ扱い 貸切り 積合せ 自走・けん引 宅配便 自走発役務 発着役務(小・大口) 小計											
		船舶 海上コンテナ扱い 港湾荷役 航走 小計										
			航空貨物									
			その他役務発注									
		合計										
		前渡資金	私鉄 有料道路 郵便小包料 船舶料 借上げバス 材料 人・民航 寄託燃料 鉄道等カード その他 合計									
	輸送実績の総計											

注：1 この様式は、端末装置の出力用紙とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

自 隊 車 両 輸 送 実 績 表
(S S - J 9 (D))

集計区分：

作成期日：

基地	部隊等	車種	台数	運行指令書 発行枚数	走行距離 (km)	人員輸送量 (人)	貨物輸送量 (kg)	無事故走行距離 (km、換算)	無事故 開始日

- 注：1 この様式は、端末装置の出力様式とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

目 的 別 輸 送 実 績 表
(S S - J 1 0 (D))

基地名：
人貨種別：

作成区分：

作成期日：

輸送目的	人員・貨物の分類	輸送手段	件数	数量	経費(¥)	重量(kg)	容積(m ³)	ト・キロ又は 人・キロ

- 注： 1 この様式は、端末装置の出力様式とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

運搬費使用額集計表（ /四半期）
（SS-J26-2(D)）

示達区分	目細		部隊移動費		演習等参加費		物資輸送費		被疑者等運搬費		合計	
	区分	支払先	後払証又は 発注書の 発行枚数	金額（円）								
限度額	鉄道											
	役務											
		小計										
	計											
前渡資金	船会社											
	有料道路使用料及び積付 材料購入費その他船会社 以外の輸送費											
計												
合計												

注：1 この様式は、端末装置の出力様式とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。